

社会福祉法人・更生保護法人

下記の法人が対象となります。

- ・滋賀県内に主たる事務所を有する社会福祉法人・更生保護法人
- ・滋賀県内に主たる事務所を有しない社会福祉法人・更生保護法人で、下記に掲げるもの

令和8年1月1日現在

法人名	主たる事務所の所在地
恩賜財団済生会	東京都港区三田1-4-28